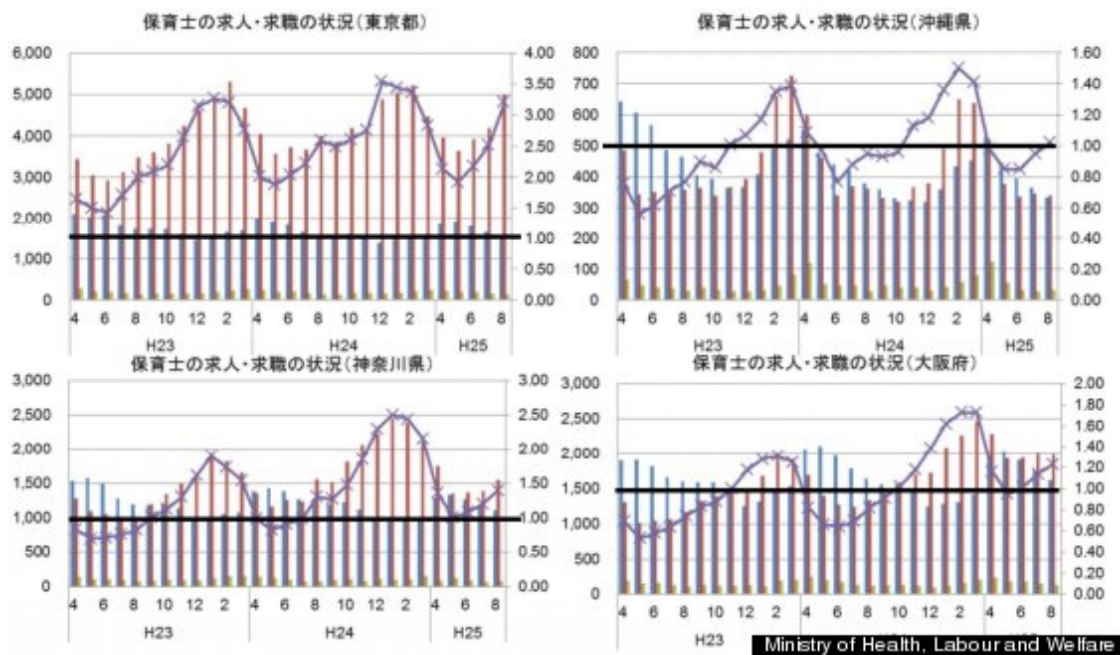


国家戦略特区への要望書

【保育士不足で保育園がつかれない】

- ・ 東京都で小規模保育を13園展開していますが、保育士不足で保育所がなかなか造れない状況が続いています。
- ・ 平成25年1月では全国平均で有効求人倍率は1.51倍。
- ・ 特に東京都の保育士の有効求人倍率は常に1を超えている状況です。



- ・ また、厚生労働省によると、2017年度末には保育士が7.4万人も不足することが見込まれています。

【保育士不足の一員、過重労働】

- ・ 保育士不足の大きな要因が「賃金と合わない」(47.5%)ですが、「就業時間が希望と合わない」(26.5%)と「休暇が少ない・休暇が少ない」(37%)というワークライフバランス要因も合計して63.5%と非常に高い割合を占めています。

年齢別に見た保育士への就業を希望しない理由

			就業時間が希望と合わない	賃金が希望と合わない	仕事の内容が合わない	休暇が少ない・休暇がとりにくい	雇用形態が希望と合わない	有期雇用契約が更新されるか不安	教育・研修体制への不満	保護者との関係がむずかしい	業務に対する社会的評価が低い	将来への展望が見えない	プランがあることへの不安	自身の健康・体力への不安	責任の重さ・事故への不安	子育てとの両立がむずかしい	他職種への興味	その他
20代	309人	件	75	179	35	148	19	7	21	61	86	39	35	84	101	47	173	53
		%	24.3%	57.9%	11.3%	47.9%	6.1%	2.3%	6.8%	19.7%	27.8%	12.6%	11.3%	27.2%	32.7%	15.2%	56.0%	17.2%
30代	250人	件	83	140	17	100	30	10	16	51	55	22	58	78	91	65	100	57
		%	33.2%	56.0%	6.8%	40.0%	12.0%	4.0%	6.4%	20.4%	22.0%	8.8%	23.2%	31.2%	36.4%	26.0%	40.0%	22.8%
40代	198人	件	50	86	23	61	27	13	6	39	41	17	64	85	81	26	69	35
		%	25.3%	43.4%	11.6%	30.8%	13.6%	6.6%	3.0%	19.7%	20.7%	8.6%	32.3%	42.9%	40.9%	13.1%	34.8%	17.7%
50代	147人	件	37	45	10	40	17	16	9	28	26	4	58	91	82	3	55	28
		%	25.2%	30.6%	6.8%	27.2%	11.6%	10.9%	6.1%	19.0%	17.7%	2.7%	39.5%	61.9%	55.8%	2.0%	37.4%	19.0%
60代以上	54人	件	9	5	3	5	3	0	4	9	6	0	24	37	28	2	16	8
		%	16.7%	9.3%	5.6%	9.3%	5.6%	0.0%	7.4%	16.7%	11.1%	0.0%	44.4%	68.5%	51.9%	3.7%	29.6%	14.8%

【保育士を長時間労働にさせる「子ども1人でも保育士2人」規定】

- ・ 保育所は、標準的には1 1時間開所（7時半～18時半）がミニマムとなり、労働基準法で定める8時間労働を大きく超えます。
- ・ そのため、8時間労働者をシフトで組み合わせて、1 1時間以上の開所に備えます。
- ・ 一方で、**児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第33条第2項**において、以下のとおり規定されており

保育士の数は、乳児おおむね三人につき一人以上、
 満一歳以上満三歳に満たない幼児おおむね六人につき一人以上、
 満三歳以上満四歳に満たない幼児おおむね二十人につき一人以上、
 満四歳以上の幼児おおむね三十人につき一人以上とする。
ただし、保育所一につき二人を下ることはできない。

この但し書きによって、「子どもが1人でも保育士有資格者が2人いないといけない」という状態になっています

- ・ 本来なら保育士は、1人で0歳児を3人、1～2歳児で6人をみれること

になっていますが、この条項があるがために、保育士の数を規定の人員以上に貼り付けなくてはなりません

- ・ 子どもが3人未満の時期は、時間にすると30分～1時間半というのが一般的だと思われませんが、この時間を埋めるために、保育士有資格のパートタイムを雇用することになります
- ・ しかし、2時間のみ働きたいという保育士有資格パートは絶対数が少なく、結局のところ4～6時間のパートを複数人組み合わせざるを得ず、その超過する分の補助は出ていません。
- ・ また、そもそも雇用ができれば幸運で、できない場合は保育士が長時間労働を行ってこれをカバーします。そうすることで、状态的に長時間労働の職場ができあがります

【「子ども1人でも保育士資格者2人」規定の合理性】

- ・ さて、この規定はどこまで合理性があるでしょうか
- ・ 子どもが1人の場合、保育士は1人で保育が可能です。二人目の保育士は、窓の戸締りやおもちゃの整理、簡易な事務等を行っています。
- ・ 窓の戸締りや片付け等であれば、保育士有資格者でなくても作業は可能なのは、明白です。
- ・ 一方で、片方の保育者が万が一突然倒れた場合を想定し、もう一人大人がいることはリスクマネジメントの観点から重要なのは否定しません
- ・ ただし、短時間子どもをマンツーマンに近い状態で保育する、ということであれば、保育士有資格者に限らず、子育て支援員や家庭的保育者等、一定の経験があり研修を受けたもので代替が可能です。
- ・ よって、子ども1人に対し、保育士有資格者を2人つける合理性は、限りなくないに等しいと言わざるを得ません

【代替案】

- ・ 戦後間もない昭和23年に決められた「子どもが1人でも保育士有資格者2人」規定に対し、「保育士有資格者1人、子育て支援員や家庭的保育者等を1人の計2人」に変更する通知を出していただくことで、保育士不足の要因となる、保育士の長時間労働を是正し、保育士のワークライフバランスを実現できるのではないのでしょうか。

- そしてそれは保育士不足の解決に繋がっていくことになるでしょう。

NPO 法人 全国小規模保育協議会 理事長
認定 NPO 法人フローレンス 代表理事
内閣府子ども子育て会議 委員
駒崎弘樹